

【 8 】

氏 名	金 東 勲 キム トン フン
学位の種類	法 学 博 士
学位記番号	法 博 第 3 号
学位授与の日付	昭 和 49 年 5 月 23 日
学位授与の要件	学 位 規 則 第 5 条 第 1 項 該 当
研究科・専攻	法 学 研 究 科 公 法 専 攻
学位論文題目	国 際 連 合 と 国 内 管 轄 事 項

論文調査委員 (主 査) 教授 太寿堂 鼎 教授 田畑茂二郎 教授 高坂正堯

論 文 内 容 の 要 旨

この論文は、国際社会の組織化の過程において生れてきた「国内管轄事項」の観念が、国際連合による平和維持、人権保護、ならびに非植民地化の活動を通じて、どのように変貌してきたかを検討し、もって国際機構と国家主権の関係を明らかにすることを試みており、全4章から構成される。

第1章「国際連合と国内管轄事項」では、まず、国内事項不干渉の原則を謳った国連憲章第2条7項の成立過程とその歴史的背景を考察し、サンフランシスコ会議において、一方では国連の機能と権限を大幅に拡大ないし強化しようとしながら、他方では国連による主権の制限を最少限に食止めようとする各国の矛盾した態度によって、同条項が曖昧な規定とされ、その解釈如何によっては、国連の機能遂行に重大な障害になる危険をはらむものになったと指摘している。次に、国連の実践過程における具体的事例を検討し、2条7項を盾に国連の干渉を阻もうとする関係国の態度にもかかわらず、「国内事項」および「干渉」という語の弾力的ないし発展的解釈によって、国連諸機関は憲章が認める範囲内の機能を遂行してきたとし、国連の基本目的ともいえる平和維持、人権保護、ならびに人民の自決に関する問題は、もはや当事国だけで決定しうる国内事項としてとどまることは困難になった、と述べている。

第2章「国連における人権保護と国内管轄権」では、第2次大戦後国連によって推進されている人権の国際的保護の発展は、国家主権との調和をいかに図るにかかっていると指摘する。そしてまず、国際社会における人権問題の位置を歴史的に把握するため、国際連盟の下における人権保護、および国連憲章の人権規定の成立過程とその法的性質を検討している。連盟の下では、今日のような国際人権保障といった一般的意識はなく、少数者保護にその制度的萌芽を見るにすぎないが、憲章の下では、加盟国は人権保護のための具体的行動を積極的にとる義務はないものの、憲章規定に反する人権侵害を行ってはならない義務を負っていると理解すべきであると、人権保護に関する問題はいわゆる「国際的関連事項」になったと主張する。ついで、国連の実践過程における人権問題の処理を検討し、一般的人権問題は憲章規定にもかかわらず、その具体的取扱いは原則的に各国の国内事項であるといえるが、アパルトヘイトのように制

度的・恣意的な人権侵害は、憲章2条7項によって保護される「国内事項」とはいえないと論ずる。最後に国際人権規約の実施措置について考察し、国連加盟国の多くが、保護されるべき人権の定義または基準の設定には賛成しても、その実施まで国際的機関に委ねようとしめない態度を指摘し、たとえ人権規約が発効したとしても、その実施はまだ国内管轄権内にある事項と見るべきであるという。

第3章「国連における植民地問題と国内管轄事項」では、国連における植民地問題を、植民地保有国の国内管轄権の制限または否定と、植民地人民の自決権の発展という、二つの側面から捉え、検討を加えている。まず、連盟および国連による植民地統治の国際化は、いずれも戦争終結に伴う領土問題の解決といった戦後処理の一環として進められたものであって、植民地人民の自決または独立の達成とはかかわりのないものであったと指摘し、このことは、一方で自決原則の尊重を謳いながら、他方ではほとんどの植民地を包含する「非自治地域宣言」により、一般的かつ曖昧な規定を設けることで、植民地統治を国連の干渉から回避しようとした点に露呈されているという。しかし、国連の実践過程においては、植民地保有国側の国内管轄権に基づく抵抗にもかかわらず、国連の基本目的にいう「自決原則の尊重」と、非自治地域宣言にいう「自治」との結合により、総会の一般的権限の積極的かつ発展的な運用が図られ、植民地人民の自治または独立の達成が促進されてきたとし、さらに、人民の自決を原則から権利へと発展させようとする努力は、「植民地独立付与宣言」の採択によってその実を結び、植民地人民は自決権の権利主体としての地位を確立したと述べ、植民地問題に関する限り、国内管轄事項をめぐる問題はもはやなくなったと結論している。

第4章「国連の平和維持機能と国内紛争」では、国内紛争は基本的に一国の法と秩序の維持に関する問題ではあるが、それにもかかわらず、国際平和と安全の維持を基本目的とする国連がこれに介入することは可能であり、その場合に生ずる国内紛争の憲章上の性質、国連介入の憲章上の基礎、および国連介入の機能と役割といった問題について検討している。まず、今日の国内紛争は当該国の国内管轄事項であると同時に、当該人民の自決権に関する問題としての性格をもつものが多いから、それが国際平和維持にかかわる問題でない限り、人民の自決の侵害になるような措置をとってはならないとし、そのため、国連介入の憲章上の基礎は、その合法性が争われている政府の要請ではなく、国際平和維持に関する憲章規定に求めるべきであると述べている。また、一国の国内紛争に介入して国連が果しうる役割は、一つは紛争の国際化の防止であり、他の一つは武力衝突の防止および法と秩序の維持または回復を図ることによって紛争の平和的解決を促すことであるが、それが強制措置でない限り、内政不干涉または中立の原則を堅持しなければならず、紛争当事者すべての協力を得るものでなければ、このような役割を果すのは困難であるとしている。

論文審査の結果の要旨

国際社会は今世紀に入って、普遍的平和維持機構の出現により、組織化の度を強めてきたが、この傾向は常にこれと対立する国家主権擁護の主張により、抵抗を受けてきた。「国内管轄事項」は、このような国際社会の発展過程において生じてきた歴史的な観念であり、しかもその内容は、常設国際司法裁判所がすでに1923年に指摘したように、本質的に相対的なものであり、国際関係の発達に伴って変化しうるもの

である。

国連憲章は第2章7項において、国内管轄事項不干渉の原則を掲げた。しかし、国連発足後の実践過程において、「国際関連事項」という観念が生れ、憲章上の慣行を通じ、平和維持、人権保障、植民地独立等の問題における国連の介入を正当化してきた。したがって、憲章はこの問題に関し、その表面上の規定を見るだけでは現行規則の正確な解釈ができなくなっているが、果してどのように理解するのが正しいか、必ずしも明確ではない。

本論文は憲章規定の成立過程ならびに、とくにその実践過程を、第一次資料に基づいて実証的に検討し、これに理論的な操作を加えて、この問題に一つの結論を導き出している。その結論については異論の余地がないとはいえないが、多数の具体的な事例に関する資料を着実かつ緻密に分析することを通じて、多くの問題点を掘り起し、国連の活動に国内管轄事項がどのように関連するかを明瞭に描き出している。

国内管轄事項に関する研究は他にも存するが、本論文のように、国連の実際の活動を広い範囲にわたって跡づけ、それを基礎として総合的かつ体系的な研究にまとめ上げ、国内管轄事項の今日的意義を明らかにしたものは現われておらず、その国際法学への寄与は顕著である。

よって、本論文は法学博士の学位論文として価値あるものと認める。